

[ホームページ](#) [大使館メッセージ](#) [中国フォーカス](#) [中日エクスプレス](#) [中国ボイス](#)

[中国エクスプローラー](#)

[トップページ](#) > [領事ウィンドー](#)

中国へ渡航する際の防疫対策について（2023年4月25日更新）

2023-04-25 16:59

2023年4月29日をもって、中国へ渡航する際、PCR検査の代わりに、出発時刻から48時間以内に抗原検査を実施することが可能になりました。今後、航空会社による検査報告書の確認はなくなります。渡航する際の準備をより円滑に進めるため、中国駐日本大使館は次の「中国への渡航者のための防疫対策ガイド」を更新しました。下記の項目を熟読し、渡航に影響が出ないように厳守してください。

中国への渡航者のための防疫対策ガイド

- 一、 現地での検査：出発前の48時間以内に抗原検査もしくはPCR検査を行っていただき、検査の結果が陰性であれば渡航可能です。
- 二、 税関への申告：陰性結果を取得した後、WeChatミニプログラム版「海関旅客指尖服務」、アプリ版「掌上海関」またはネット版 (<https://htdecl.chinaport.gov.cn>) のいずれかから、「中国税関出入国健康申告」を事前に行っていただく必要があります。



- 三、 航空会社は搭乗時に抗原検査結果およびPCR検査の陰性証明書の確認を行いません。
- 四、 機内での防疫：航空会社の指示に従い、感染対策をしっかり行い、感染リスクに最大限の注意をしてください。
- 五、 税関での検査：目的地に到着後、中国税関の健康申告コードをもって、必要な税関手続を行ってください。健康申告および検疫所での通常検疫に異常のない方は、隔離措置なしで入国することができます。税関では一定の割合で抜き取り検査を実施します。税関は健康申告に異常がある、または発熱のある方は、税関の指示に従って疫学調査および健康検査に協力し、関連する感染症のサンプリング検査を受ける必要があります。
- 六、 現地での防疫：中国に入国後、現地の防疫対策に厳守し、行動してください。

中華人民共和国駐日本国大使館 住所：〒106-0046東京都港区元麻布3-4-33 代表電話：03-3403-3388	中国ビザ申請センター（東京） 住所：〒135-0063 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟12階 電話：03-3599-5515 E-mail: tokyocenter@visaforchina.org Website: https://bio.visaforchina.org/TY02_JP/index.shtml	中華人民共和国駐日本国大使館教育処 住所：〒135-0023 東京都江東区平野2-2-9 電話：03-3643-0305 Fax番号：03-3643-0296	中華人民共和国駐日本国大使館経済商務処 住所：〒106-0047 東京都港区南麻布5-8-16 代表電話番号：03-3440-2011 Fax番号：03-3446-8242 E-mail: jp@mofcom.gov.cn
中華人民共和国駐日本国大使館領事部 住所：〒141-0022東京都品川区東五反田4-6-6 パスポート、旅行証、公証、婚姻関係等の問い合わせ電話：03-6450-2196 領事保護の問い合わせ電話：03-6450-2195 領事部メールアドレス： tokyo@csm.mfa.gov.cn （パスポート、旅行証） tokyo_gzrz@csm.mfa.gov.cn （公証、婚姻）			